

国民は物を買えない。工業は低下し、失業率がふえた。そういうことは悪循環が重なりつゝあるでございまして、ことにイギリスがひどく、サッチャー首相も危機に陥つてゐるでございします。これは見たわけではございませぬ。私は断言はできませんけれども、私がいま日本の現状を考えた場合、また福祉市を考えた場合、十分なる財源を使つたの対策を企てるに際しては、私はことに困難であると思つております。それももちろんやらなければいけません。しかし、なかなか御希望のように思つたようにはできないということがございます。これも、いつも御答弁で申し上げたんでございしますが、福祉の問題につきましては、国と都道府県と市町村と、これは国の段階、これは都道府県の段階、これが市町村の段階と、ある程度の大略の区分というものをつけていただかないと、私はどうもやりにくいような気がいたしております。結局、財政力がなぐさでございしますから、いつも御希望のようにできないでございします。そこで市としては財政力の弱い、財政が余りなくともできる事、これらを分担するようにある程度国でも区分をしていただかせんと、どうもつかみようがないような気がいたしてあります。私はこういうことはよく政府の方にも申し上げてあります。また、

先ほどのヨーロッパにおきまして、政府の主導型から民間の主導型にだんだん移つてゐるでございしますけれども、市におきまして、やはりある程度民間に御援助いただくような方向にもつていくのが適當ではないかというふうにも思ふなまして、一応研究の余地があるのではないかと、さう思つております。

これは私は、さういふことで公称的で、余り申し上げるのは少々つらいのでございしますけれども、私は何とかひとつ福祉の問題について、市として一つの大きな道を確立したい、ということを強く持つておりました。しかし、とうとう実現をせずに退職するようになったわけではございするけれども、もっと強い独立自尊の思想を、さうえ方を、教育というところを強過ぎすけれども、広めまして、そのかわり病氣等におきまして働けない方、その最低はお子さんや人を大学まで入れるような方法、何かもっと強い方法を考へなければいけないんだと常に考へておりました。これらの点につきましては、また後任者にも私は私の考え方を伝えてまいりたいと思ひます。一つの理想を持つていたんでございしますけれども、なかなか実現いたしませんでした。大変これは申しわけないと思つております。弱い者は十分助けると、そのかわり独立自尊の精神は十分市民に涵養し振起してもらおうと、さう

いう行き方ではなければならぬというふうに私は考へておりました。

いずれにいたしましても、思い半ば、すべてが思うようにまいりませんでしたけれども、基地については考へは間違つていなかったと、このことでござります。福祉につきましては全部でござりませんでしたけれども、いまだ少く国と都と市町村の分担というものをばりしていただきたいということを常に申し上げておりましたのでござります。本当にこの点については申しわけなく思つてゐる次第でござります。

以上、はなはだ雑駁でございましたが、答弁といたします。

○十二番(松山 清君) 基地問題についてはやういふ答弁をされるだろうとは思つておりましたけれども、やういふ答弁になりました。

市長は、基地問題については間違いないというような答弁でありますけれども、私は先ほどの質問で申し述べましたように、市長のやつてこられた基地に対する対応というのは、まことにどうも、何といひますが、基地と日本政府、こゝうのものに対してそれに同調してくれ、協力してくれと、やういふようなものであつて、市民にとっては余りにも被害を受けてゐるといふようなことから見ますと、さういふ不十分であるというよりも、全く残念な結果だらうと思ひます。

こゝでお聞きしておきたいわけですが、福祉の方の発言でも、いろいろ市長の考へておられる福祉というやうなものについて、後任者の方にやういふものを申し送るといふやうな、考へを伝えていく、実現の方向に向かつていつてもらいた、いというやうなことを伝えるというやうなことを言つておりましたので、基地問題についてお尋ねしたいんですけれども、いままで市長がやつてきたというやうな対応について、やういふ対応が一番いいんだというふうに考へておられるようですが、やうなことを後任者の方にお伝えするつもりは毛頭ないと思ひます。その点についてひとつ市長の考へをお聞きしたいと思ひます。

それと、基地公害に対してのことについてはそれだけ国の方に要求したと言つけれども、結果的にはさうぱり要求してきたかどうかわかりませんけれども、十数年間、基地公害に対してやういふ経過と、いふのは余り見られないと思ひます。むしろ住民の方が、余り国の方が大した対応もしないで、びまんできずに基地の公害訴訟というやうなところまで起こしてゐるわけですが、残念ながら、やういふ問題に対して市長は全くそれを親身になつて気をつけるというやうなこともやつてこられなかった。言いかえれば、国の方にいろいろやつてきたというふうに言つてま

すけれども、基本は、やはり住民がいろいろやってもらいたいことに対して、どういうふう
に援助を与えたり、また私情を表明したり、そういうことは全然やってもらえ
なかつたということだと思っています。

そういう点では、もう残すところわずかですけれども、一つ私はこの場をか
りて、あえてこういうことについて質問したのは、いままでのやってきたことに対して多
少なりとも基地に対する対応というものについて反省のきっかけもあるんだから、こ
の場を最後にお聞きしておこうということで尋ねたわけですから、そういうこ
ともないということであれば、あなたがやってきた基地問題に対する対応というの
は、私のひとりよがりではなく、住民にとって決して利益になるものではなかつたとい
ふに考えざるを得ないわけです。

それから福祉の問題については、再三これに対する考えというのはいろいろあるわ
けで、やはり聞いておきますので、その延長線上のものでしかないわけがありますけれど
も、ひとつ、何と申しますか、いろいろ財政がないというふうなことで、金があれば福祉
ができるんだというふうなことを言っておられたと思うんですが、福祉という
ものはそういうものじゃないですね。金があるからやるんだと、なければできないという

ようなものでは単にないわけで、基本的な考え、どういうふうな対応をとってい
くかということに尽きようだろうと思います。そういう点では、なまじっか市長の
考えでいるそういう福祉に対する際立った特徴的な考えを後任者の方に全
り押しつけることになるというふうなことは、余り好ましくないと思うんですが、や
ういう点についてひとつ最後に聞かせていただきたいと思います。

○市長（石川常太郎君） 自席からお答えいたします。

横田基地の対応について、後任者に私の姿勢を伝えるのかと、いうことでございま
すが、後任者はどなたがおやりになるのかわかりませんけれども、後任者の御自
分のお考えによってやっていただきたいと思います。

それから福祉につきましても、もちろん自由にやっていただきたいと思います。
私は私の力の足らなかつたことを率直に申し述べまして、ぜひひとつ、なるべく
充実していただくようお願いをしております。

○十二番（松山清君） いちおうお聞きしたわけですが、基地に対して、もちろん
従来の延長線上でやるわけで、そういう点では、ここで十六年間の市政担当か
らこれをおやめになるわけですが、そういう点でやってこられた基地問題、

また福祉問題、特にこの点についてはいまでも私どもと際立って、言うみれば対応していた問題の中の大きな問題でありますけれども、この場であえて私はお聞きしまして、多少なりとも市長にやういふものについての一点の反省というふうなものがあ
るならばお聞きしたいと思ったわけですが、やういふものも余りないようであります。
やういふ点では基地の住民の方に耳を傾けない、すべてが基地への奉仕、こういう
市政と、それから福祉に対しても、市長のお考えによる福祉の後回しというふうな
姿勢であつたろうと思ひます。

やういふことを申し述べて、私の一般質問を終わります。

○議長（小林菊三君） 次に十番遠藤洋一君。

（十番 遠藤洋一君登壇）

○十番（遠藤洋一君） 通告に基づきまして一般質問をいたします。

私の質問は三点からなっております。

一点目は、前回十二月定例会の折にも質問をしておりますけれども、五十五年
度新入児童についての新入学児童就学時健診のその後の実態についてであ
ります。

昨年十二月に、新入学児童の就学時健診が行われておりますけれども、
その折に就健に受けた児童は約九名というふうに聞いておりますけれども、
就学相談の内容、あるいは、その子供たちが一体どこに行くようになったかというこ
となどについてお聞きしたいと思います。

その折、担当の方から就健には混乱がなかったというふうにも聞いており
ますけれども、内容、あるいは実態等についても伺つていきたいと思つています。

二番目は、一昨年の九月に、同僚先輩であります。議員が緊急質問い
たしましたことですが、小中学校の主任制のことです。

現実には、本年の一月の十九日から二十一日にかけまして主任が任命されてお
ります。五十二年の十月一日には任命をするというふうに関議員の緊急質問
の折に教育長の方から答弁があつたんですが、現実には本年に至つてお
ります。

私の質問は、主任制導入までの経過、それから教員組合との対応、あ
るいは教育長の見解ということについて伺つていきたいと思ひます。

三番目には、いわゆる障害者——身体に障害を持った人の雇用の問題で

あります。

身障害者雇用促進法というのを皆さんは御存じだと思いますけれども、働く場が制限されている体の不自由な人のために雇用の場を確保する。そういう精神で、たとえば民間企業では一五％、あるいは自治体では一、九％という法定の雇用率というものが決まっています。

今回、私の質問は、市内の民間の企業ではなくて、自治体、当市におけます身障害者の雇用実態につきまして伺ってみたいと思っています。

できますれば、五十三年事務報告では、職員数四百二名となっておりますけれども、そのうち変わったとすれば職員数と採用障害者の数と障害の等級実態、それから手帳、いわゆる障害者手帳の有無です。手帳の取得年月日、あるいは職員採用年月日、そういうふうな事について少し数字をいただきたいと思っております。特に障害の手帳の問題に關しましては、東京都の方でも、あるいは法律的にも、手帳を持っている者が一応障害者という形でこの場合の対象になっておりますので、その辺につきましても、細かく数字を出していたらいいと思っております。

以上が一般質問です。

○教育長(町田倍二君) 自席からお許しをいただきまして御答弁申し上げます。

まず第一点の新入学児童の就学時健診の關係につきましては、先般にも一般質問をいただきましたが、その關係につきましては担当からお答えを申し上げますので、お許しをいただきまして、私からは主任制の關連につきまして、お答えをさせていただきます。

小中学校の主任制の關係につきましては、去る五十三年の十月三十日の全員協議会におきまして、国と都の経過等を含めまして、また西多摩地区の、すなわち三市一郡の状況等につきまして当時御報告を申し上げ、御理解をいただいた次第でございますが、当時の報告した内容と重複する面があると思います。お許しをいただきまして国及び都の経過を含めましてお答えを申し上げます。

御案内のように、主任の制度化につきましては五十三年の十二月十六日付をもちまして学校教育法施行規則の一部を改正する省令が文部省令の第四十一号といたしまして公布されまして、翌年の五十一年の三月一日から施行になったのでご

でございますが、主任制につきましても、この実施をめぐりまして文部省と日教組との間で激しい対立がございまして、現在でも反対の闘争の方針が続けられてゐるわけでございます。

それでは、まず改正省令の趣旨といひますか、要するに、この主任制の目標は何かといひますと、文部省におうましては、学校には、学校運営に当たりましては二つの柱がございまして、その一つは管理面であり、また、もう一つは教育指導の面であると言われております。それにもかかわらず、管理の強化とか管理の阻止、あるいは反対の声が対立しやすいのは、一つの重要な柱でございます。教育の指導面が、現状では軽視されてゐる傾向があるのではないかというふうに言われてゐるわけでございます。したがしまして、今回この主任制度は、あくまでも学校の教育活動を円滑に推進するためのものであり、また調和のとれた学校運営が行われるようにするために、指導組織をさらに充実するための公務分掌の一つといたしまして設置するものであると、文部省では見解を表明してゐるわけでございます。

しかし、日教組の方では、この主任制度は、学校内の管理強化をねらつたも

のであり、この主任制によりまして中間管理職を置くことになり、管理の強化につながるものであるから、絶対に認めることはできない、ということ、激しい対立があつたわけでございます。しかし、文部省の方では、この主任制については、これは中間管理職を置くことではなく、これは連絡調整に当たるとき、あるいは必要によりまして指導助言に当たるときでありまして、日常の教育指導を円滑に行うことができるようにするためのものであると説明をしておりまして、また、当時の永井文部大臣もこの主任制は学校内に中間管理職を置くものではないとたびたび言明しております。また、それがごまかしではないようにするために、省令の中に、いわゆる条文中の中に、主任の職務は、上司としての職務命令を発するものではなく、教育の指導、助言、あるいは連絡調整に当たつるものであると、文部大臣の見解も当時公表された次第でございます。しかし、いずれにいたしましても、この主任制度の省令、すなわち学校教育法施行規則というものは、そういった趣旨のもとに、五十一年の三月一日から施行になつたわけでございます。

それから次に東京都の経過でございますが、東京都の場合は、五十三年の

二月二十五日に、郡といたしました主任制についての基本的見解と制度化の要綱案が正式に発表されました。当時、新聞等でも報道されておりましたが、その後、郡の方では郡の教職員組合ともしばしば交渉を重ねてきたようであり、交渉は難航し、結果的には交渉は決裂となりまして、去る五十三年の七月十七日に、郡の教育委員会におきまして、郡立学校の主任制についての管理規則の改正と、区市町村に対する郡の基準規則の制定が全会一致をもって可決されまして、同年の十月一日から施行することに決定した次第でございます。そうして郡の方からは区市町村に対して、この主任制につきましては郡の基準規則に準拠いたしまして、各市町村の、いわゆる管理規則の整備、あるいは一部改正を行う、同じく十月一日から実施されたい旨の指導通達があったわけでございます。

それから次に、当市の経過でございますが、この主任制のことにつきましては、当時、地区協とも、組合とも数回にわたりまして交渉を重ねてまいりましたのでございしますが、組合の反対闘争が非常に激しく、交渉は非常に難航した次第でございます。しかし、国の法令や郡の基準規則には当然拘束力が

ございまして、したがって、これらの法令、規則は守られなければならないわけでございます。

それで当市の場合でございますが、ちよつと細かくなつて恐縮でございますが、五十二年の九月二十五日に、午後三時半から五時までの約束で地区協と当時五回目の交渉を行ったわけでございます。とにかく規則の制定につきましては、十月一日というタイムリミットもございまして、冒頭、組合側に対して、当日二十五日の午後六時から市民会館におきまして、市の教育委員会を開催し、当市の管理規則の一部改正案を審議する旨を通知いたしました。それと同時に、当時組合側から主任制についての反対の陳情書が提出されておりまして、会議規則の定めるところによりまして、意見を申し述べらるうえがありました。委員会でも申し述べてもらいたい旨の通知をいたしました。しかし、当日の交渉は、市民体育館でやったんですが非常に荒れまして、結局、約束の五時過ぎに交渉の打ち切りの宣言をいたしましたのでございしますが、なかなか聞き入れられず、翌朝までになったような経過でございます。しかし、教育委員会の会議の方は、同日の二十五日の六時から開会されました。そのとき一時、傍聴者の

妨害がありまして会議が中断された事態が発生いたしました。当市の主任制の管理規則の一部改正案は原案どおり可決されました。同月の九月三十日に公布の手續を完了した次第でございます。

また、このような状態は当市だけではなく、当時、西多摩地区全域のほとんどの市町村におきまして、以上申し上げたような状態が続いたようにございます。しかし、最終的には都下三十二市町村の教育委員会におきまして、この主任制の規則改正は完了し、西多摩地区を除くほとんどの市では、主任制は定着してゐるというのが現状でございます。

しかし、西多摩地区におきましては、その後も組合の反対闘争がきつめて激しく継続されておりました。その後、これらの收拾を図るために西多摩地区にすなわち三市一郡の教育長代表と西教組の組合の代表をもって話し合いをする機会が設定されました。いわゆるトップ会議が設定されたわけでございます。ただし、この話し合いはあくまでも五十四年の四月一日からは規則どおり実施するという前提条件のもとに行われたものでございます。

なお、このトップ会議で確認された内容につきましては、概略を申し上げます。

一つは、都の教育委員会と都の高教組の間で合意された事項に即するもの、ということが第一点と。もう一つは、この確認をもって三市一郡の教育委員会と各地区協、組合との話し合いは終結するという内容をもって、五十二年十一月八日に確認書が取り交わされたわけでございます。そうして、五十四年の四月一日からは、規則どおり実施することが約束されたわけでございます。その後、五月になりました。また各学校に対して主任を命じて報告するよう学校長に指導をいたしました。また、なかなか確認書が守られないで、組合の強い反対運動が続きました。結局、命ずる行為ができなく、以後、事態收拾のために担当の所管課長と地区協の事務局長の間で、非公式に接触をもちまして、いろいろ話し合いを重ねてまいったのでございますが、考え方の相違といいますが、あるいは立場の相違といいますが、これといった打開策は得ることができませんでした。

以後、十二月ごろまで学校での動きはなかったわけでございますが、すでに御承知のように、主任制につきましては、すでに全国的に、全都的に、西多摩地区を除いて全区、全市におきまして定着しつつある中で、西多摩地区も早急

に実施しなければならぬのでございます。教育委員会におきましても、教育長会といたしましていろいろ相談したんですが、この際、やはりやむを得ない措置をといたしまして、強い姿勢で実施すべきであるという結論になり、十二月になりましたから再度学校長に対して、主任を命じまして報告するよう指示を出しまして、翌年、すなわち、ことしの、先ほど御指摘があった五十五年の一月十九日に一斉に各学校においてそれだけの主任を命じ、教育委員会に報告書が提出された次第でございます。しかし、組合の反対闘争は、抗議行動は繰り返し実施されておりまして、いろいろ対応に困ったような事態があったというのが、いままでの経過でございます。

いずれにいたしましても、法律や条例、規則等の法令に従うことは、守ることは、また、あるいは上司としての職務命令に従うことは、地方公務員といたしまして当然の義務でありまして、このことは地方公務員法にも、また地方教育行政の組織及び運営に関する法律にも明記されておりまして、

また特に西多摩地区におきましては、先ほど申し上げましたように、トップ会議でお互いに実施について確認、約束を取り交わしているわけでございます。また

法令尊重の意味からも、主任制につきましてはどうしても実施しなければならぬものでございまして、その点ひとつ御理解をいたいただきますようにお願いを申し上げます。

御質問の二つ三番まで一括して申し上げましたが、よろしくお願いいたします。

○教育長（内田和雄君） 新入学児童の就学時健診につきまして御答申申し上げます。

十二月の定例会におきまして御答申申し上げましたが、そのときはまだ就学時健診を実施中でございまして、非常に見通しでお話を申し上げました。ここで受診者等の受診等は全部終わりましたので、その結果につきまして報告したいと思います。

受診対象者ですが、九百二十一名でございます。そのうち受診に来られた方は八百九十二名でございます。受診率で九七％となっております。未受診者はまだ受けに来らなかった方でございますが、二十九名いるわけですが、そのうち九名は就学相談に来ている方でございまして、あと二十名はほかの市や町村に転出、またはかぜ等で受診できないというようなことで連絡があった者でございます。

います。

受診結果でございしますが、受診結果の中で一番指摘された事項は、虫歯の未処置が非常に多いということ。七百二十名と多くなっております。次に耳鼻咽喉科関係ではへんとう腺肥大等で三十五名ぐらいいたという結果が出ております。

就学に当たっては特に大きな問題はなかったものと思っております。

それから就学相談につきまして、五〇二申し上げますと、これは保護者の申し出がないとでございせんが、本年は九名の申し出がありまして、相談の結果、二名の方が就学猶予、それから五名の方が特殊学級、それから一名の方が普通学級、それから一名の方がまだ現在相談中でございますが、近日中に決まる予定をしております。

以上雑駁でございますが、就学時健診の状況につきましての報告いたします。

○企画財政部長兼総務部長（上野重勝君）　ただいまの一般質問の第三点目の身障者の雇用状況でございますが、現在、福生市の職員は四百二十五名おりまして、そのうち、いわゆる適用除外職種と言われております運転者とか、

あるいは敬言備員等を除きますと三百九十九人でございます。したがって身障者雇用法に基くとすると一・九％は大体七名程度になります。

現在、福生市で正規の手帳を持つております身障者は二名でございます。これらは十年以前に採用された、昔でございます。まあほかに、これに準じます。これらは十年以前に採用された、昔でございます。合わせますと八名ということになります。それで、この中には、完全に手帳を交付されているような資格のある方もおりますけれども、職員として一般の人と同じに仕事をしたという責任観念から、あえて手帳の交付に踏み切らない方もございまして、実質的には一・九％の線は確保できているというふうに判断をいたしております。

○議長（小林菊三君）　一時まで休憩いたします。

午前十一時五十分　休憩

午後一時

開議

○議長（小林菊三君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。